

先着順による
市有地売払申請要領
物件番号 5－2

令和7年8月27日

富士市財政部資産経営課

目 次

1	先着順による申込物件	1
2	申請者の資格	1
3	先着順による申請	1
4	物件の現地確認	2
5	決定方法	2
6	売買契約に当たって付する条件	2
7	契約不適合責任	2
8	売買契約の締結等	3
9	売買代金の支払	3
10	所有権の移転等	3
	物件調書	4

「関係書類」

- ・市有地売払申請書
- ・宣誓書
- ・理由書

1 先着順による売払物件

先着順による売払物件は、物件調書（４ページ）のとおりです。

2 申請者の資格

次に掲げる事項を全て満たす者であれば、どなたでも申請できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者並びにこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団の事務所の用に供しようとする者

カ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 先着順による申請

申請に当たっては、本要領を十分お読みの上、申請してください。

- (1) 申請受付期間 令和７年８月２７日（水）から
（日曜日、土曜日及び祝休日を除く。）
- (2) 申請受付時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで
- (3) 申請受付場所 富士市役所７階南側資産経営課

※電話、郵送による受付は行いません。直接持参して申請してください。

(4) 申請に必要な書類

ア 市有地売払申請書（様式 1 号）

※使用する印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）を御使用ください。

イ 宣誓書（様式 2 号）

ウ 添付書類（発行後 3 か月以内のもの）

- ・個人の場合 住民票 1 通（続柄及び本籍の記載は不要です。）
- ・法人の場合 現在事項全部証明書 1 通

※共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

4 物件の現地確認

現地説明会はありません。

また、現状有姿での引渡しとなりますので、物件調書（4 ページ）を御覧の上、事前に現地及び物件状況を必ず確認しておいてください。

さらに、当該物件に係る法令に基づく制限について、事前に関係機関に確認した上で申請してください。

5 決定方法

申請書の金額が、富士市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上とします。

6 売買契約に当たって付する条件

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

ア 落札者は、所有権移転の日から 5 年間、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は当該土地を第三者に貸してはなりません。

イ 富士市は、上記について、必要があると認めるときは、当該土地について実地調査し、所要の報告を求めることができます。この場合、落札者は、実地調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはなりません。

(2) 違約金

落札者は、上記(1)の条件に違反したときは、売買代金の 100 分の 30 に相当する金額を違約金として富士市に支払わなければなりません。

7 契約不適合責任

富士市は、入札物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があっても、その責を負いません。

8 売買契約の締結等

- (1) 決定後、売買契約についての説明等を行います。
- (2) 申請者との売買契約の締結については、売買契約についての説明後2週間程度の間に行います。

※上記期間中に売買契約を締結されない場合は、先着順による申請者としての資格が失われることになります。

- (3) 売買契約の場所は、富士市役所7階資産経営課です。

9 売買代金の支払

- (1) 申請者には、売買契約締結までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上の額（円未満切り上げ）を富士市が発行する納入通知書により納入していただきます。
- (2) 売買契約締結後、売買代金のうち契約保証金を差し引いた額を契約日の翌日から30日以内に、富士市が発行する納入通知書により一括納入していただきます。

※納入期限までに売買代金が納入されない場合は、契約保証金は富士市に帰属し、返還することはできませんので御注意ください。

10 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金を完納した日に移転するものとし、物件を引き渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。）
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金完納後、富士市が手続を行います。
- (3) 売買契約書（富士市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、決定者の負担となります。

【問い合わせ先】

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

富士市役所財政部資産経営課資産活用担当

電話 0545-55-2821（直通）

FAX 0545-51-1479

物 件 調 書

物件番号	5 - 2		売却価格	6,975,000円	
土地の所在			登記地目	登記地積	現況地積
富士市伝法字大原 161番2、161番3、165番3			雑種地	945㎡	945㎡
法 令 等 に 基 づ く 制 限	用途地域	市街化調整区域		斜線制限	道路・隣地
	建ぺい率	60%		日影規制	あり
	容積率	200%		その他	
処 理 供 給 施 設 の 状 況	種 類	利用可能な施設	設置状況等	連絡先	
	電 気	東京電力グループ他	無	東京電力エナジーパートナー(株)沼津カスタマーセンター TEL 0120-995-902	
	上水道	市水	無	富士市上下水道お客様センター TEL 0545-67-2873	
	下水道	公共下水	無		
	ガ ス	都市ガス	無		
		プロパン	可		
交 通 機 関	種 類	案 内			
公共施設等 物件からの 直 線 距 離	公共施設名		距離等	公共施設名	距離等
	富士市役所		約2,200m		
留 意 事 項	本物件の接道に、上下水道管等は埋設されておりません。				
	「伝法字大原161番2」と「伝法字大原165番3」との間に、国有地が介在します。				
	本物件は「市街化調整区域」「地区計画適用候補地区」に存します。土地の使用				
	について、詳細は都市計画課及び建築土地対策課にお問い合わせ下さい。				